ロ　賃金に関しては、基本給、定額的に支払われる手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働及び休日労働に対する割増手当を定額で支払うこととする雇入契約（予備船員については、雇用契約。以下同じ。）を締結する場合は、当該契約の名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働及び休日労働に対して定額で支払われる割増手当（以下この口及び第四の二の㈢において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この口において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働及び休日労働分についての割増手当を追加で支払うこと等を明示すること。

ハ　労働時間に関しては、基準労働期間、所定労働時間を超える労働、休息時間、休日等について明示すること。

ニ　期間の定めのある雇入契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであっても、当該試みの使用期間の終了後に従事すべき業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

㈡　無料船員職業紹介事業者等は、㈠により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ　原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、㈠ロ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ　従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

㈢　無料船員職業紹介事業者等は、㈠により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ　求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

ロ　従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ハ　明示する従事すべき業務の内容等が雇入契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した従事すべき業務の内容等と異なることとなった場合には、当該明示をした求職者等に速やかに知らせること。

二　求人者等による労働条件等の変更等に係る明示

㈠　求人者、船員の募集を行う者（法第四十四条第二項に規定する募集受託者を除く。）及び船員労務供給を受けようとする者（以下「求人者等」という。）は、法第十六条第二項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。㈡において同じ。）の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者、募集に応じて船員になろうとする者又は供給される船員（㈢及び㈣において「紹介求職者等」という。）と雇入契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して法第十六条第一項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この二において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、これらの者に対し、当該変更し、特定し、若しくは削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（㈢において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

㈡　法第十六条第二項の規定に基づく明示について、一の㈡ロにより、従事すべき業務の内容等の一部（以下この㈡において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等が明示された場合は、当初明示事項を第一項明示として取り扱うこと。

㈢　求人者等は、㈠の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、イの方法によることが望ましいが、ロ等の方法によることも可能であること。

イ　第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ　船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十二条第一項の規定に基づき交付する書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部を削除する場合にあっては、削除する前の従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

㈣　求人者等は、締結しようとする雇入契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、紹介求職者等が当該雇入契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに㈠の明示を行うこと。また、㈠の明示を受けた紹介求職者等から、第一項明示を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

㈤　第一項明示は、そのまま雇入契約の内容となることが期待されているものであること。また、安易に第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

㈥　学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この㈥において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（一の㈡ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとした従事すべき業務の内容等の一部を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第十六条第一項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）及び㈠の明示が書面により行われるべきであること。

㈦　法第十六条第一項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく明示が法の規定に抵触するものであった場合、㈠の明示を行ったとしても、同項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

㈧　求人者等は、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証するとともに、修正等を行うべきであること。

第四　求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する法第十八条）

一　提供する求人等に関する情報の内容

無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者及び無料船員労務供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第四条第三項各号に掲げる事項並びに第三の一の㈠ロ及びハにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。